

## 実態調査からみる青森市内の成年後見制度利用支援事業の現状と課題

### —青森市の介護保険サービス利用者を対象にして—

石田賢哉<sup>1)</sup>，笹原まい子<sup>2)</sup>，波田野隼也<sup>2)</sup>，長谷川さとみ<sup>3)</sup>

1) 青森県立保健大学，2) 青森市役所，3) 地域活動支援センターすばる

#### 要旨

介護保険サービス利用者のうち、青森市成年後見制度利用支援事業（以下、本事業とする）対象者の見込値を把握することを目的に実態調査をおこなった。青森市内の68施設、167名の介護支援専門員から回答が得られた（施設単位でみる返信率51.1%）。担当件数総数は5302件で、そのうち判断能力に問題のある件数は1961件であり、所在地を青森市内とする1771名を分析対象とした。母比率の推定の結果、介護保険サービス利用者のうち、本事業の対象者の推計値は54名から108名であった。判断能力に問題があるものの、現在成年後見制度を利用しておらず、身寄りのある人は推計値で3857名から4186名であった。身寄りのない利用者は低所得者、統合失調症を有している人が多いことが明らかになった。継続的な実態調査をおこない、利用者層の変化の把握や利用者のニーズの掘り起こしをおこなう必要がある。

**キーワード：**①成年後見制度，②青森市成年後見制度利用支援事業，③実態調査

#### I 序論

##### 1. 調査実施の経過と問題の所在

2012（平成24）年4月、障害者自立支援法改正により、市町村地域生活支援事業の中の成年後見制度利用支援事業が、任意事業から必須事業に位置付けられた。このことによって、市町村は、地域で生活しながらも判断能力が乏しい障害者と福祉サービスが繋がる仕組みづくりと、障害者が安心して地域で生活するための権利擁護支援体制づくりのさらなる強化が期待されるようになった。つまり、市町村は成年後見制度を必要とする障害者がいた場合、積極的に成年後見制度に繋げることが期待されるようになったのである。田山は成年後見制度の利用について「必要とする人は誰でも利用できることが保障されるべき」と述べている<sup>1)</sup>。青森市においても青森市成年後見制度利用支援事業（以下、本事業とする）が2005年4月に制定された。しかし、本事業の利用件数は伸びていなかった。

青森市において、本事業の対象となる可能性のある障害者がどの程度いるのかを把握する必要があり、そのために実態調査をおこなうこととした。

成年後見制度の利用を必要とする者の見込み数や本事業の対象となる者がどの程度存在するのかを把握し、事業の対象者拡大等、今後の本事業を見直すための参考となるデータを集めることが本調査の目的である。

##### 2. 青森県内3都市における市町村長申立による成年後見制度の利用状況

最高裁判所事務総局家庭局の「後見関係事件の概況」によると、2000（平成12）年4月から2001（平成13）年3月までの成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で9,007件であり、市町村長申立ではその内の23件で全体の約0.5%であった<sup>2)</sup>。さらに、10年後の2010（平成22）年1月から12月までの1年間における、全国の家裁裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の概況によると、成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で30,079件であり、市区町村長が申し立てたものは3,108件（全

体の約 10.3%) である<sup>3)</sup>。10 年間で成年後見関係事件申立件数は約 3 倍以上の伸び率で、市区町村申立てに限定すれば、実に 20 倍以上の増加となっている。

市町村長申立ての急激な件数の増加に伴い判断の難しいケースや対応困難なケースも増加してきている。事例をもとに市町村長申立ての課題として、運用状況、必要な市町村長申立事件の選別、具体的な実務の 3 点から整理も行われている<sup>4)</sup>。一方で、田山は市町村長申立ての件数を「成年後見にかかる当該自治体の意欲を計るバロメーター」であると述べている<sup>5)</sup>。市町村長申立て件数は市町村の成年後見に取り組む姿勢の評価、指標となるのである。

青森県内では 2010 年に 21 件の市町村長申立てがおこなわれている(表 1)。2006(平成 18)年から 2010(平成 22)年で青森市の市長申立件数の推移をみると、2007(平成 19)年から 2009(平成 21)年までは 0 件から 3 件程度で推移していたのが 2010(平成 22)年に 10 件(高齢者 9 件、障害者 1 件)と増加している。しかしながら、成年後見制度利用支援事業による報酬実績の件数は 0 件となっている。

表 1. 青森市における市長申立件数の推移

年	成年後見関係 事件申立件数 (全国)	市区町村長 申立件数 (全国総数)	市町村長 申立件数 (青森県総数)	青森市長 申立件数 (高齢者)	青森市長 申立件数 (障害者)
2006	32,125	1,033	3		
2007	24,727	1,564	6	0	1
2008	26,459	1,876	10	0	0
2009	27,397	2,471	20	2	1
2010	30,079	3,108	21	9	1
計	140,787	10,052	60	11	3

### 3. 青森市成年後見制度利用支援事業

青森市において成年後見制度利用支援事業の担当課は、65 歳以上の高齢者については高齢介護保険課、65 歳未満の障害者は障害者支援課となっている。対象者は、青森市長が審判請求して、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者(以下、成年被後見人等とする)に限られている<sup>注1)</sup>。

青森市が負担する費用は、成年後見制度の申立てを家庭裁判所へ行く際に必要となる「申立費用」「切手」や「収入印紙」、提出書類の一つである「医師の診断書」が該当する。また、家庭裁判所で「鑑定」が必要な場合は鑑定費用も負担する。これらの費用負担は、対象者が支払う資力がない場合に限られる。また、専門職後見による成年後見制度が開始となり、対象者に専門職への報酬を支払う資力が無い場合、青森市は後見人や監督人の報酬助成をおこなう。

対象者が在宅の場合は、月額 28,000 円を上限と

し、本人が施設入所者である場合には、18,000 円を上限として青森市が支払うことになっている。しかしながら、この事業を利用できるのは、青森市長が申立てを行った場合に限定されている。

本事業の対象となったケースが現段階において 0 件であることから、利用者がどの程度いるのか、あるいは、本事業の必要性があるものの、利用者とならない青森市民がどの程度いるのか実態を把握する必要性があった。担当課の精神保健福祉士が中心となり、実態把握のための調査の検討をおこなった。

## II 研究目的

青森市内の介護保険サービス利用者を対象に、成年後見制度の利用状況の把握、及び現在利用していない人たちの生活状況を把握することとともに、疾患・障害名や障害の程度、判断能力、経済的状況、身寄りの有無との関連から本事業の潜在的な対象者割合を算出することを研究目的とした。

## III 研究方法

### 1. 方法

#### (1) 調査対象の選定

母数を明確にするために今回の調査では介護保険利用者に限定をし、介護支援専門員に担当しているケースについての情報提供を求めた。2010(平成 22)年度の青森市の人口動態について、人口は約 30 万人の中核市であり、高齢化率は 23.45%、65 歳以上の介護保険認定者数は約 1 万 3000 人となっている。2010(平成 22)年国勢調査によると日本全体の高齢化率は 23.0%であり、高齢化率はほぼ全国

平均と同じである。2010(平成 22)年度で青森市内に在住する介護保険利用者は 1 万 3164 名(内 65 歳以上 1 万 2728 名)であった。

#### (2) 調査方法

青森市内にある介護老人福祉施設 12 施設、介護老人保健施設 13 施設、地域包括支援センター 11 事業所、居宅介護支援事業所 97 事業所に調査票を郵送し、介護支援専門員に調査票を記入し返信してもらうよう依頼した。調査実施期間は 2011(平成 23)年 7 月 11 日から 2011(平成 23)年 7 月 29 日である。

本調査は介護療養型医療施設については、制度の移行期のなか、その位置づけが不明確(調査時点では将来的に介護療養型医療施設はなくなることが予定されていた)であったことから調査対象とすることを断念した。

### 2. 調査内容

介護支援専門員に対し 2011(平成 23)年 5 月末時

点の担当ケース数及び、判断能力に問題のあるケース数について記入を求めた。本調査でいう「判断能力に問題のあるケース」とは「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。(重要な財産行為について自分でできるかもしれないが、本人の為にはだれかに代わってやってもらった方がよいという程度)」と定義した。また、「市長申立て制度について知っているかどうか」の設問を設けた。

自由記述として、「担当ケースのうち、成年後見制度を利用することが望ましいが、利用できないケース」、「市長申立て制度について運用の問題点(使いづらさ、改善点)」についての回答を求めた。

次に、判断能力に問題のあるケースについての基本属性を一人ずつ記入してもらった。基本属性として、性別、年齢、所在地、要介護度、身寄りの有無、2011(平成23)年5月末時点での成年後見制度の利用状況について、居住形態、同居形態、疾患・障害、日常の意思決定、障害者高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)、認知症高齢者の日常生活自立度、1カ月の現金収入(13万円未満か以上か)、収入源を設定した。

「身寄り」とは「4親等以内の親族」を意味し、内縁者は親族に含まないとした。「家族同居」とは、同じ敷地内で暮らしていることをさすとした。居住形態で自宅以外の利用者について、「介護老人福祉施設」、「精神科病院」「養護老人ホーム」、「グループホーム」など施設、病院の種別を記入するように求めた。専門職受任による成年後見制度利用があった場合の専門職とは弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などをさす。

利用者の1カ月の収入を基準値として13万円に設定した。これは、1カ月の生活にかかる最低限の収入ラインとして、生活保護費の基準額に当てはめ、青森市内の65歳以上の在宅単身者である場合、居宅における基準額が約7万円、住宅扶助が約3万円であり、1カ月の最低限の収入が約10万円となる。さらに報酬費用を本事業の助成金の額が、在宅者である場合、月額上限28,000円であることから、報酬費用約3万円と考え、合算値として13万円となる。つまり、1カ月の収入が13万円未満の収入の人たちが、報酬を支払うことが困難な人であると考えられ、本事業対象の可能性のある人たちと考えたのである。

### 3. 調査の方法と実施時期

青森市内にある介護老人福祉施設12施設、介護老人保健施設13箇所、地域包括支援センター11箇所、居宅介護支援事業所97箇所に調査票を郵送し、介護支援専門員に担当ケースに関する回答を求めた。平成23(2011)年7月11日～平成23(2011)年7月29日に実施した。

## IV 倫理的配慮

実施主体は青森市となり、本調査で得られたデー

タの二次使用として分析をおこなった。

本調査は任意調査であることを調査説明書に明記した。また、介護保険利用者に関するデータは全て数的データとして処理し、介護保険利用者及び回答者については全て匿名化されることも明記した。返信をもって調査について同意を得られたとみなした。本調査で得られた利用者に関する情報、事業所や施設に関する情報及び介護支援専門員に関する情報すべてが匿名化された状態で青森市からデータを預かり分析をおこなった。分析終了後、データは青森市に返却した。

## V 結果

### 1. 介護支援専門員について

68施設、167名の介護支援専門員から回答が得られた(施設単位でみる返信率51.1%)。担当件数総数は5302件であり、そのうち、判断能力に問題のある件数は1961件であった。1961件の内、所在地が「青森市外」である109名は住所地特例との関連から分析対象から除外した。また、所在地が未記入のケースを除外した。これにより本調査の分析対象は1771名となった(表2)。

表2 介護保険サービス利用者の所在地

所在地	人数	%
青森市内	1,771	94.2
青森市外	109	5.8
合計	1,880	100.0

### 2. 介護保険利用者について

全体の平均年齢は平均年齢82.94歳、平均要介護度3.01であった。分析対象1771名の65歳未満と65歳以上に分けた基本属性は表3のとおりである。

65歳以上に着目すると、男性25.0%(422)、女性75.0%(1265)、身寄りの有無は「あり」97.5%(1672)、「なし」2.5%(43)であった。

居住は自宅50.3%(858)、施設・病院49.7%(848)、同居形態は単身15.9%(137)、家族同居84.1%(722)、1ヶ月の収入は13万円未満66.3%(1262)、13万円以上19.3%(367)、主たる収入源は年金80.0%(1488)、生活保護10.1%(187)であった。疾患・障害名は認知症78.7%(1323)その他23.7%(398)、日常の意思決定は「特別な場合を除いてできる」39.9%(739)、「日常的に困難」32.1%(593)、「できない」22.7%(420)であった。

現時点での成年後見制度の利用は、65歳未満で「あり」4件(8.7%)、「なし」42件(91.3%)、「申請中」0件(0%)で、65歳以上では「あり」35件(2.1%)、「なし」1636件(97.8%)、「申請中」2件(0.1%)であった。類型としては65歳未満では補助2件、未記入2件で、65歳以上では補助2件、保佐5件、後見20件、未記入8件であった。受任者は65歳未満では、親族2件、未記入2件、65歳以上では親族12件、専門職16

件, 市民後見 2 件, 未記入 6 件であった。

表3 介護保険サービス利用者の属性及び成年後見制度の利用状況

		65歳未満		65歳以上	
		(人)	(%)	(人)	(%)
性別	男性	32	68.1	422	25.0
	女性	15	31.9	1265	75.0
身寄り	あり	45	95.7	1672	97.5
	なし	2	4.3	43	2.5
居住	自宅	28	59.6	858	50.3
	施設、病院	19	40.4	848	49.7
同居形態	単身	1	3.6	137	15.9
	家族同居	27	96.4	722	84.1
1か月の収入	13万円未満	38	73.1	1262	66.3
	13万円以上	7	13.5	367	19.3
	未記入	7	13.5	274	14.4
主たる収入源†	年金	33	67.3%	1488	80.0%
	生活保護	12	24.5%	187	10.1%
	財産	1	2.0%	51	2.7%
	不明	4	8.2%	174	9.4%
要介護度	要支援1, 2	0	0.0	61	3.6
	要介護度1	8	17	283	16.7
	要介護度2	9	19.1	335	19.8
	要介護度3	9	19.1	308	18.2
	要介護度4	10	21.3	305	18
	要介護度5	11	23.4	401	23.7
疾患・障害名†	認知症	19	41.3%	1323	78.7%
	うつ病	2	4.3%	66	3.9%
	知的障害	6	13.0%	20	1.2%
	統合失調症	3	6.5%	42	2.5%
	その他	23	50.0%	398	23.7%
	日常生活	4	8.3	98	5.3
日常の意思決定	特別な場合*	18	37.5	739	39.9
	日常的に困難	16	33.3	593	32.1
	できない	10	20.8	420	22.7
	できる	4	8.3	98	5.3
寝たりきり度	自立	0	0.0	9	0.5
	J1	0	0.0	57	3
	J2	4	7.7	164	8.7
	A1	9	17.3	333	17.6
	A2	8	15.4	376	19.9
	A3	0	0.0	18	1
	B1	5	9.6	213	11.3
	B2	13	25	305	16.1
	C1	3	5.8	109	5.8
	C2	10	19.2	308	16.3
	自立度	該当せず	2	3.8	35
I		8	15.4	179	9.5
II a		8	15.4	279	14.8
II b		8	15.4	360	19.1
III a		12	23.1	485	25.7
III b		3	5.8	123	6.5
IV		6	11.5	348	18.4
M		5	9.6	80	4.2
成年後見制度利用		あり	4	8.7	35
なし	42	91.3	1636	97.8	
申請中	補助	0	0.0	2	0.1
	保佐	0	0.0	5	0.3
	後見	0	0.0	20	1.1
	未記入	2	50.0	8	4.2
	受任者	親族	2	50.0	12
専門職	0	0.0	16	8.0	
市民後見	0	0.0	2	1.0	
未記入	2	50.0	6	3.0	

†: 「主たる収入源」「疾患・障害名」は多重回答で回答を求めた

\*: 特別な場合を除いてできる

### 3. 65歳未満, 65歳以上別にみる生活状況について

65歳未満, 65歳以上それぞれに対し, 現在成年後見制度を利用している人たちの生活状況を把握するために, 身寄りの有無, 1ヶ月の収入, 居住を変数と

してクロス集計をおこなった。結果は表4のとおりである。65歳以上では身寄りのあるグループで成年後見制度利用は38件, 身寄りなしグループで成年後見制度利用は4件であり, 65歳未満では身寄りありで10件, 身寄りなしでは0件であった。身寄りなしよりも身寄りありのほうが成年後見制度を利用している人数が多い<sup>注2)</sup>。また, 自宅よりも施設・病院に入居入院している人のほうが成年後見制度を利用していることがわかる。

青森市内の65歳以上の介護保険サービス利用者の生活状況(1ヶ月の所得, 身寄りの有無, 居住との関連)と成年後見制度の利用との関連についてみると, 施設・病院にいる高齢者に成年後見制度の利用しているケースが多いことがわかる(65歳以上で施設・病院28件に対し自宅4件)。

### 4. 身寄りなしのグループについて

身寄りなしで成年後見制度を利用していない人たちの1か月の収入に着目をした(表5)。全体より所得が低いことが明らかで, それは65歳以上で顕著となっている。

次に疾患・障害別にみる成年後見制度の利用状況の結果が表6である。全体の結果と比べてみると, 「身寄りなしで成年後見制度利用なし」の人達は, 統合失調症のある人の割合が高いことがわかる。つまり, 全体の統合失調症割合が65歳未満で6.5%, 65歳以上で2.5%であるのに対し, 身寄りなしで成年後見制度利用なしグループの統合失調症割合は, 65歳未満で100%, 65歳以上で24.2%となっている。

## VI 考察

### 1. 本事業対象の可能性のある人の母比率の推定

調査時点での青森市の介護保険サービス利用者数(母数)は13,164名であり, 本調査で得られた利用者情報の件数は5,302名分で母数の40.3%の利用者情報を有している。本調査から市長申立の可能性のあるケース数(「身寄りなし」で「1か月の収入が13万円未満」で「現時点で成年後見制度を利用していない」ケース)は32名であった<sup>注3)</sup>。市長申立の可能性のあるケースはイコールで青森市成年後見制度利用支援事業の対象の可能性のあるケースということになる。

母比率の区間推定をおこなってみると以下の数式となる。

$$0.0604 - 1.96\sqrt{\{0.0604(1-0.0604)/5302\}} \leq \text{母比率} \\ \leq 0.0604 + 1.96\sqrt{\{0.0604(1-0.0604)/5302\}} \\ 0.41\% \leq \text{母比率} \leq 0.82\% \\ ※0.0604 (\text{標本比率 } 32/5302) \\ ※1.96 (\text{信頼度 } 95\% \text{ の正規分布の値}) \\ ※5302 (\text{標本数})$$

信頼度95%の母比率は0.41%から0.82%であり,

表4 「身寄りの有無」, 「1ヶ月の平均収入」と成年後見制度の利用状況のクロス集計

				65歳以上			65歳未満			総計
				自宅	施設・病院	合計	自宅	施設・病院	合計	
身 寄 り あ り	13万円未満	成年後見制度利用	あり	1	11	12	1	1	2	14
			なし	561	486	1047	19	10	29	1076
			申請中	0	1	1	0	0	0	1
	13万円以上	成年後見制度利用	あり	1	10	11	0	2	2	13
			なし	163	133	296	4	1	5	301
			申請中	1	0	1	0	0	0	1
未記入	成年後見制度利用	あり	1	4	5	4	2	6	11	
		なし	84	160	244				244	
身 寄 り な し	13万円未満	成年後見制度利用	あり	1	3	4	0	0	0	4
			なし	14	15	29	0	1	1	30
	13万円以上	成年後見制度利用	あり	0	0	0	0	0	0	0
			なし	1	1	2	0	0	0	2
	未記入	成年後見制度利用	あり	0	0	0	0	0	0	0
			なし	0	1	1	0	1	1	2

表5 身寄りなしで成年後見制度を利用していない人たち

1か月の平均収入		度数	%
65歳未満	13万円未満	1	50.0
	未記入	1	50.0
	合計	2	100.0
65歳以上	13万円未満	29	91.0
	13万円以上	2	6.3
	未記入	1	3.1
	合計	32	100.0

表6 身寄りなしで成年後見制度利用なし

		度数	%
65歳未満	認知症	1	50.0
	知的障害	1	50.0
	統合失調症	2	100.0
	その他	1	50.0
		5	250.0
65歳以上	認知症	23	69.7
	うつ病	2	6.1
	知的障害	1	3.0
	統合失調症	8	24.2
	その他	4	12.1
			33

54.0名から107.9名が青森市内介護保険サービス利用者全体の内、本事業の対象となる可能性のある人数となる。

しかし、実際は介護療養型病床群には成年後見制度利用可能性のある利用者はさらに多くいることが考えられるため、母数における実数値はさらに多い可能性がある。

実績でみてみると、2010（平成22）年で青森市長申立件数は10件であった。本調査では青森市長申立の可能性のある件数は32件であり、母数における実数値では少なくとも54件以上あることが考えられることから、青森市長申立を必要としている利用者に対してまだ適用されていない可能性がある。「市長申立を必要とするような利用者、特に経済的理由により成年後見制度を利用できない者にこそ、公的責任において、必要な成年後見人等を確保すること」が重要であり<sup>6)</sup>、必要な人に必要な情報が届いているのかあらためて検証する必要がある。

小樽市では市長申立0件から検討委員会を立ち上げ、成年後見センターを設立した実績もある<sup>7)</sup>。このような取り組みも、市長申立件数を増やしていく上で有効なプロセスの一つであると考えられる。また、

NPO法人などを有効活用して成年後見センターを設立することも制度整備・活用に向けた取組みの実例がある<sup>8)</sup>。

2012年の障害者自立支援法改正からも各自治体は成年後見制度を必要とする高齢者や障害者がいた場合、積極的に成年後見制度の利用につなげていくことが期待されている。しかし一方で、現場レベルでは市町村申立の制度利用に障壁があるのも事実である。松下は市町村長申立の制度利用を阻む要因として職員の多忙さや、制度利用の手続きの煩雑さなどがあることを指摘している<sup>9)</sup>。また、市長申立について介護支援専門員が十分に理解していない可能性も考えられる。本調査に回答した167名の介護支援専門員に成年後見制度における市長申立に関して周知しているか回答を求めたところ147名からの回答があり、「知っている」77名(46.1%)、「知らない」70名(41.9%)であったことから、介護支援専門員

に対して成年後見制度の市長申立の仕組みや、青森市成年後見制度利用支援事業について周知をしていくことが必要であると思われる（表7）。

表7 青森市内の介護支援専門員の市長申立の周知度について

	人数	%
知っている	77	46.1
知らない	70	41.9
無回答	20	12.0
合計	167	100.0

## 2. 青森市の成年後見制度の潜在的利用者数の推定

判断能力に問題があるものの、現在成年後見制度を利用してなく、身寄りのあるケースは1621名である。この人たちは青森市成年後見制度利用支援事業の対象外の人たちであるものの、判断能力の点からいけば成年後見制度の潜在的な利用者として仮定することができる。1621名全員が成年後見制度を利用するわけでないが、成年後見制度利用可能性のある人と仮定すると母比率の推定は以下の通りとなる。

$$0.3057 - 1.96\sqrt{\{0.3057(1-0.3057)/5302\}} \leq \text{母比率} \\ \leq 0.3057 + 1.96\sqrt{\{0.3057(1-0.3057)/5302\}} \\ 29.3\% \leq \text{母比率} \leq 31.8\%$$

信頼度 95%の母比率は 29.3%から 31.8%であり、3857名から4186名が、青森市内における介護保険サービス利用者のうち、少なくとも3857名以上が成年後見制度利用の可能性が潜在的にあると考えられる。

青森市成年後見制度利用支援事業の予算は増額されてきているものの、その予算額は申立件数を10件程度に想定していると考えられる。実際の件数について現在、大きな変化はないものの、今後、介護支援専門員の積極的な制度活用への働きかけなどがあれば、申立件数が急激に増加する可能性も十分に考えられる。

## 3. 今後の課題

本調査は、成年後見制度を利用する可能性の高い利用者が多くいることが想定される療養型病床群を制度移行期ということもあり調査対象から外している。つまり、サンプルバイアスがあることから、母比率の推定には限界があるものの、本事業の利用対象数は極めて多いことを明らかにした。また、本調査結果は青森市の議会で参考資料として取り上げられ、本事業の対象者の拡大や本事業の財源確保について議論する契機となった。その後、本事業の利用について制限はあるものの、対象の拡大がおこなわれた<sup>注4)</sup>。今後さらに本事業を必要とする人は多くなることが本調査結果からも予想される。

また、本事業対象者数把握のための継続的な調査

が必要である。実績として件数の少なさの原因は必要としている人に行き届いていないからではないのか、という担当者の問題意識から実態調査を実施することとなった。「人」が「制度」に合わせるのではなく、「人」が抱えるニーズに合った制度であるための検証を常におこなうことが必要であり、今後も実態調査を継続的におこなうべきであろう。

財源負担の在り方については、青森市のみが財源を負担するのではなく、府中市のように府中市社会福祉協議会による権利擁護基金の設立<sup>8)</sup>など民間も積極的に市長申立における費用負担の助成に参加するなどいくつかの仕組みを考えていくことも成年後見制度利用支援事業の活用が活発に運用されるための方法の一つではないかと考える。

身寄りのないグループに着目すると、所得の低い人たち、統合失調症のある人たちの割合が全体よりも高いことが明らかになった。所得の低い人や統合失調症のある人たちは権利侵害を受けやすく社会的に強くはない立場にいる人たちであり、そのような人たちに必要な支援が行き届くようなシステム、権利擁護を中心としたシステムが機能することが極めて重要な課題である。

## Ⅶ 結論

本調査は実態把握のための調査であり、結果として以下の点が示された。

- ① 青森市内の介護保険サービス利用者のうち、青森市成年後見制度利用支援事業の対象となる人は推計値で54名から108名である。
- ② 青森市内の介護保険サービス利用者のうち、判断能力に問題があるものの、現在成年後見制度を利用しておらず、身寄りのある人は推計値で3857名から4186名であること。
- ③ 成年後見制度の青森市長申立について、青森市内の介護支援専門員の半数が知らないこと。  
これらのことから、継続的な実態調査をおこない、利用者層の変化の把握や利用者のニーズの掘り起こしをおこなう必要がある。また、介護支援専門員に対して、青森市における市町村長申立の仕組みや、青森市成年後見制度利用支援事業の周知をおこなっていく必要がある。

## 引用文献

- 1), 5) 田山輝明：市町村長申立制度—公的成年後見制度の観点から—、実践成年後見, 35巻, 4-13, 2010.
- 2) 最高裁判所事務総局家庭局（2001）「成年後見関係事件の概況平成14年4月から平成15年3月まで」（[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/2012.01.01](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2012.01.01)）
- 3) 最高裁判所事務総局家庭局（2011）「成年後見関係事件の概況—平成22年1月～12月—」（[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20512011,2012.01.01](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20512011,2012.01.01)）

- 4) 熊田均：成年後見制度における市町村長申立ての現状と課題—実務の経験を通して—，実践成年後見，35巻，14-23，2010
- 6) 櫻井宏充：市町村長申立てと成年後見制度利用支援事業，実践成年後見，35巻，24-26，2010.
- 7) 関口由紀子：小樽市における市町村長申立ての制度整備・活用に向けた市民からの取組み，実践成年後見，35巻，59-64，2010.
- 8) 大山美智子：成年後見制度にかかる市町村長申立ての活用にあたって—東京都府中市における制度整備のあゆみ—，実践成年後見，35巻，65-69，2010.
- 9) 松下啓子：成年後見制度における市町村長申立ての現状と課題—大阪府下に焦点をあてて—，社会福祉学 53巻(1)，54-66，2012

#### 参考文献

- ・池田恵梨子，いけだ後見支援ネット：エピソードで学ぶ成年後見人—身上監護の実際と後見活動の視点—，民事法研究会，2010
- ・今井友乃：地域のNPO法人の取組みから始まった成年後見センター，実践成年後見，35巻，70-73，2010
- ・岩崎香：人権を擁護するソーシャルワーカーの役割の機能，中央法規，2010
- ・上山泰：成年後見と身上配慮，筒井書房，2003
- ・熊田均：成年後見制度における市町村長申立ての現状と課題．実践成年後見，35巻，14-
- ・額田洋一・泰悟志：Q&A成年後見制度解説，三省堂，2003
- ・大國美智子・川並利治：権利擁護相談事例集—財産侵害・借金・虐待への対応—，中央法規，2008.

#### 脚注

注1) 2011(平成23)年時点での本事業の対象であり，後述にあるように，青森市成年後見制度利用支援事業実施要綱が改正され対象の拡大がおこなわれている。

注2) 割合で見ると身寄りありの利用率が2.34%で，身寄りなしの利用率は11.76%と身寄りなしグループのほうが極めて高くなっているが，対象となる集団に100倍以上の差があるため割合にすることは意味がないと思われる。

注3) 13万円未満の収入30名のほかに，1か月の収入が未記入の2名を含めて32名とした。

注4) 青森市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正により，報酬助成の対象について，「市長が審判請求を行なった者(市長申立て)」の一文が削除された。また，親族が後見人になった場合は除くという制限はあるものの，生活保護や生活保護に準ずる資力がない者については，第三者後見が選任された場合は本事業の対象となることとなった。

# **Current Status and Issues about the Support Program to Utilize the Adult Guardian System for the Persons with Disabilities in Aomori City on Factual Investigation**

**—Focusing on the Insured Persons of the Long-Term Care Insurance in Aomori City—**

**ISHIDA Kenya<sup>1)</sup>, SASAHARA Maiko<sup>2)</sup>, HATANO Toshiya<sup>2)</sup>, HASEGAWA Satomi<sup>3)</sup>**

**1)Aomori University of Health and Welfare**

**2)Aomori City Office**

**3)Community Support Center Subaru**

## **Abstract**

The Adult Guardian System (AGS) was implemented in 2000. In 2012, municipalities should provide the Support Program to Utilize the Adult Guardian System for the Persons with Disabilities (SPUAGS) as community life support services.

The purpose of this study was to investigate the actual conditions of the persons who used the Long-term care insurance service in Aomori city and to estimate the number of persons who would be able to use the SPUAGS. The study group sent questionnaires to the service providers, 68 of 133 providers (51.1%) answered the questionnaires, which covered 5302 users' information.

1771 users out of 5302 any that problems with judgment capacities due to mental disabilities. The results showed that 2% of the users might be applicable to SPUAGS and about 4000 users might use AGS in the future. There was a tendency that the schizophrenic users without relatives' supports got lower income compared with the non-schizophrenic users with relatives' supports.

The research group must take the estimation by continuous survey and have updated version of the data.

**Key Words:** the Adult Guardian System, the Support Program to Utilize the Adult Guardian System for the Persons with Disabilities in Aomori City, factual investigation.